

特定・障害児相談支援について（運営基準） ～実地指導における主な指摘事例を中心に～

前橋市福祉部指導監査課

1 指定基準等について

【指定計画相談支援】

○指定基準省令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

- ・ 障害者総合支援法第 51 条の 24 第 1 項及び第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準です。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、本基準に従い、指定計画相談支援に従事する従業者を有するとともに、指定計画相談支援を提供しなければなりません。

○解釈通知

「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 2 号）

上記指定基準省令の解釈を示した通知です。

【指定障害児相談支援】

○指定基準省令

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）

- ・ 児童福祉法第 24 条の 31 第 1 項及び第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準です。
- ・ 指定障害児相談支援事業者は、本基準に従い、指定障害児相談支援に従事する従業者を有するとともに、指定障害児相談支援を提供しなければなりません。

○解釈通知

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0331 第 23 号）

上記指定基準省令の解釈を示した通知です。

※ 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の指定基準省令及び解釈通知の内

容については、「障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編」（青本）を参照ください。

2 実地指導について

(1) 根拠法令

- ア 指定特定相談支援事業者 障害者総合支援法第 10 条
- イ 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法第 57 条の 3 の 2

(2) 関係通知

- ア 指定特定相談支援事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号）
- イ 指定障害児相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成 26 年 3 月 28 日障発 0328 第 4 号）

実地指導の実施に当たっては、上記(2)の(別添1)指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針を参考に指導要綱を定め、さらに上記1の基準省令等並びに上記(2)の(別添2)主眼事項及び着眼点(指定計画相談支援及び指定障害児相談支援)を参考に作成した自主点検表を事前にご提出いただき、当日は自主点検表の点検項目にそって検査を行います。

3 主な指摘事例

【内容及び手続の説明及び同意】

重要事項説明書の記載内容に不備がある。

- (1) 通常の事業の実施地域が運営規程と相違している。
- (2) 営業時間及び営業を行わない日の記載が運営規程と相違している。
- (3) 利用者が負担する費用（給付費の単位数、地域区分に応じた単価）が正しくない。
- (4) 虐待の防止のための措置に関する事項（虐待防止責任者の氏名、虐待防止のための研修計画等）の記載がない。
- (5) 従業員の勤務の体制の記載が実態と異なっている。

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第 5 条第 1 項
解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の 2(1) 〕

※ 重要事項説明書は、運営規程に記載されている事項をより詳細にかつ丁寧に利用者に説明するものなので、運営規程に記載すべき事項が網羅されているほか、利用申込者がサービスを選択するために必要な事項が記載される必要があります。

(1)(2)について

重要事項説明書の記載内容は運営規程に一致するはずですが、ただし、重要事項説明書の記載内容が実態なのであれば、所定の手続（理事会での承認等）を経ての運営規程の変更等を検討する必要があります。

(4) について

運営規程には「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める必要があります。

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 等

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第19条第7号
 解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(15)⑤ 〕

これを受けて、重要事項説明書には、運営規程に定められている虐待の防止のための措置に関する事項を具体的に記載する必要があります。

【契約内容の報告等】

契約を締結した旨が市町村に報告されていない。

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第6条第1項
 解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(2) 〕

※ 指定計画相談支援（障害児相談支援）の提供に係る契約が成立したときは、遅滞なく市町村に対し契約が成立した旨を報告する必要があります。

（前橋市の場合）

前橋市指定一般・特定・障害児相談支援事業運営要領で定める「契約内容報告書」により報告してください。

【相談支援給付費の額に係る通知等】

支援対象障害者等（保護者）に対し、市町村から法定代理受領により支給を受けた相談支援給付費の額を通知していない。

〔基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第14条第1項
解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(10)①〕

- ※ 市町村から法定代理受領により指定計画相談支援（指定障害児相談支援）に係る計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対し、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の額を通知する必要があります。
- ※ 書式は事業者の任意のものになりますが、支援対象障害者等（保護者）にわかりやすいよう、工夫していただくのがよいと思います。

【相談支援の具体的取扱方針】

アセスメント及びモニタリングの実施に当たり居宅を訪問していない（障害児相談支援についてのみ指摘事例あり）。

〔基準省令（指定障害児相談支援）第15条第2項第6号及び第3項第2号
解釈通知（指定障害児相談支援）第二の2(11)⑧及び⑩〕

- ※ 指定障害児相談支援において、相談支援専門員は、アセスメント及びモニタリングの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行う必要があります。

（参考）指定計画相談支援

必ず利用者の居宅等（居宅、障害者支援施設等、精神病院）を訪問して行う必要あり。

- ※ 指定計画相談支援、指定障害児相談支援共通

基準省令第15条に定める基準を十分に満たしていない場合、支援費（所定単位数）を算定できない場合があるので、注意してください。

詳細は、留意事項通知（障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編・赤本）を参照ください。

〔指定計画相談支援：平成18年10月31日障発第1031001号 第四の1(1)
指定障害児相談支援：平成24年3月30日障発0330第16号 第四の1(1)〕

【運営規程】

運営規程への記載必要事項が不十分

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第19条第4号及び7号
 〔 解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(15)②及び⑤ 〕

(1) 相談支援の提供方法及び内容のうち相談支援対象障害者等（保護者）から相談を受ける場所に関する事項が記載されていない。

※ 相談支援の提供法及び内容については、サービスの内容及び相談支援対象障害者等（保護者）から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載する必要があります。

(2) 虐待防止のための措置に関する事項が例示されていない。

※ 虐待のための措置に関する事項の例示については、【内容及び手続の説明及び同意】の項を参照してください。

【勤務体制の確保等】

月ごとの勤務表が作成されていない。

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第20条第1項
 〔 解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(16)① 〕

※ 相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。

【設備及び備品等】

相談支援の提供に必要な備品（電話、パソコン等）が備えられていない。

〔 基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第21条
 〔 解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(17) 〕

※ 相談支援事業を行うには、事務室又は相談支援の事業を行うための区画（受付等のスペースを確保する必要あり）、設備及び備品等を確保する必要があります。

【揭示等】

- (1) 指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が揭示されていない。
- (2) 事業所の見やすい場所に揭示する重要事項が不十分（相談支援専門員の有する資格及び経験年数並びに虐待防止責任者の氏名の揭示がない。相談支援専門員の経験年数が誤っている。）。
- (3) 最新の重要事項説明書が揭示されていない（給付費の単位数、苦情解決責任者・虐待防止責任者の氏名が正しくない）。

〔基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第23条第1項〕
〔解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(19)①〕

※ 相談支援の提供開始時に、重要事項を利用申込者に対して説明を行ったうえで同意を得ることに加え、揭示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨です。

相談支援員の有する資格、経験年数及び勤務の体制についても揭示する必要がありますので、注意してください。

【記録の整備】

サービス担当者会議等の開催記録（会議録）が整備・保管されていない。

〔基準省令（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第30条第2項〕
〔解釈通知（指定計画相談支援・指定障害児相談支援）第二の2(25)②〕

※ 支給決定（通所給付決定）が行われた後に開催されるサービス担当者会議の記録については、5年間保存しなければなりません。

※ 基準省令第30条第2項の規定により、整備及び5年間保存しなければならない記録は以下のとおりです。

- (1) 基準省令第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者（障害児）ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
- ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - イ アセスメントの記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
 - オ 第 17 条の規定による市町村への通知に係る記録
 - カ 第 27 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - キ 第 28 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

